

令和4年第3回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

令和4年3月29日（火曜日）

○議事日程

		開会宣告（午前10時00分）
日程第1		会議録署名議員の指名について（6番・1番）
日程第2		会期決定 諸般報告 議長諸般報告 村長行政報告
日程第3	議案第1号	指定管理者を指定することについて
日程第4	議案第2号	令和3年度占冠村一般会計補正予算（第9号）

○出席議員（7名）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	建設課長	小林昌弘
住民課長	伊藤俊幸	福祉子育て支援課長	木村恭美
トマム支所長	石坂勝美	会計管理者	合田幸
総務担当主幹	阿部貴裕	財務担当主幹	鈴木智宏
農業担当主幹	杉岡裕二	戸籍担当主幹	佐久間敦
社会福祉担当主幹	野原大樹		

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	平川満彦
-----	------	------	------

○出席事務局職員

事務局長	岡崎至可	事務補	三ツ谷陸翔
------	------	-----	-------

午前10時00分

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第3回占冠村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番、小林潤君。1番、大谷元江君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから、諸般の報

告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期臨時会に付議された案件は議案第1号から議案第2号までの2件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。

令和4年第2回定例会以降の議員の動向は、3月15日広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の3ページから4ページは令和3年度、令和4年2月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。

審議資料2ページになります。1、主な用務等ではありますが、3月8日、令和4年第2回占冠村議会定例会以降、記載のとおりでございます。

入札については執行がありませんでした。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第1号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長、小

尾雅彦君。

○農林課長（小尾雅彦君） 議案書1ページをお願いいたします。議案第1号、指定管理者を指定することについて提案理由の説明をいたします。

占冠村公の施設の指定管理を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容としまして施設の名称は、交流促進施設双民館。指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人占冠・村づくり観光協会。指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

以上ご提案を申し上げますのでよろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 2点ほどお伺いします。まず第1点です。指定管理者を決めて管理させるということですが、こちらの管理のやり方ですけども、今無人で用途に応じて村職員が出向いてというような動きをしていますけども指定管理者を置くということは常駐管理になるのかな、そのへんが第1点。

もう1点、ある程度目的を持たせてどのような方向で管理していってもらうのか、そのへん考えがあれば伺います。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長、小尾雅彦君。

○農林課長（小尾雅彦君） 藤岡議員のご質問にお答えします。管理の方法につきましては、従前までは管理人はいらっしゃいましたが無人ということで、清掃等の業務で管理をしていただいた形式でした。4月以降、今承認をいただいて取り組まれる内容になりま

したら、できれば管理人という形で常駐をお願いしたいと思っております。予約の有無に関わらず施設の管理上、無人でこのまま推移するよりは常駐で日々の施設管理ということでの形態をお願いしたいと思っております。

あと管理の方策ですけども、これにつきましては従前まで双珠別小学校跡の施設ですので、老朽化もしている状況にはあるのですが、貴重な資料館ですとか体験メニューも農業体験も含めてのアイテムで本館の方の機材も整えていますので、そういったことも継承していただきながらアウトドアを中心に構成できるメニューをとということでご提案頂いております。できれば地域の拠点となるべく、地域住民とのタイアップも考えていきたいということでの内容もありましたので、今後細かにはそういったところも詰めながら運営をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 令和4年度の予算で420万の予算がついていましたが、令和2年度の決算を見ますと、ほとんど人件費がない中200万ほどの経費がかかっています。今言われたように常駐と考えますと420万ではほとんど人件費でなくなってしまうんじゃないかと。村政の方針で村長が双民館を利用した体験型観光メニューを構築して地域振興も含めてやっていきたいという考えを示されましたが、この420万では何もできないんじゃないかと。ほんとに施設管理だけにとどまってしまうんじゃないかと危惧をしておりますがそのへんのお考えをお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（小尾雅彦君） 細谷議員のご質問にお答えします。ご指摘のとおり当初予算の4年度では単年の指定管理料420万の議決を

いただいておりますが、4年度の収支の予定としましては自主財源に使用料収入ということで施設の運用収入45万円ほど、初年度ということでどれだけ施設利用が伴うか宣伝次第ですけれども一応見ておりまして、収入合計が420万とあわせて465万円ということで収支計画を立てていただいております。

議員言われるとおおり人件費がそのうち320万円ほどということで、管理人さんの賃金関係になりますけれども、実際のところいろいろ初年度ということでこれまでの農業体験だけでは施設利用ちょっと細かい状況ですので宣伝次第でなんですけれども、できればキャンプ場の運営の先進的な事例もあったもんですから、我々行政が携わるよりはいろいろノウハウも持たれてる観光協会さんですので、そういったところ期待しながら一応今回3年間というところの指定管理の期間420万で3年間単年ずつ見ておりますけれども、状況によっては自主財源の収入次第ということで、そのへんの運営方策は観光協会さんとも十分今後とも詰めていきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第4、議案第2号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第9号の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） おはようございます。それでは議案書3ページをお願い申し上げます。

議案第2号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第9号につきましてご説明申し上げます。

令和3年度占冠村一般会計補正予算第9号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4600万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

今回は事前説明の機会がございませんでしたので詳細につきまして事項別明細書にてご説明申し上げます。

それでは議案書10ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。

17款、1項、寄附金において5目、民生費寄附金は、福祉事業寄附金で25万円の増額。

6目、占冠村むらびと基金寄附金は、300万円の増額でございます。

続きまして11ページをお願いします。

18款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、25万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。議案書12ページをお願いします。

2款、1項、総務管理費において4目、財産管理費は、占冠村むらびと基金積立金で300万円の増額でございます。

13ページにまいりまして、3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は、福祉基金積立金で25万円の増額でございます。

14ページをお願いいたします。12款、1項、公債費において1目、元金は、長期債年賦元金で25万円の減額でございます。

議案書の4ページから5ページにお戻りください。補正後の歳入歳出予算は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

最後に議案書6ページから7ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正につきましては、議案書6ページの第2表繰越明許費のとおりでございます。

債務負担行為につきましては議案書7ページの債務負担行為補正のとおり交流促進施設双民館指定管理料に関する840万円を計上させていただいております。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 10ページの歳入、17款、寄附金、1項、寄附金、6目、むらびと寄附金というところで300万の補正になっております。こちらについてみますと1月の時点で250万ぐらいですか、補正があり今回また300万というまた大きなプラス補正がされるということで、合計から見ると当初予算に対し160%近い大きな伸びというところがあると思うのですが、こちらについての良い方に読み

違えちゃってると思うのだけでも、この背景、大きなもの、要因ちょっと説明願います。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 藤岡議員のご質問にお答え申し上げます。こちらの300万円につきましては村内の事業者1件からの寄附ということで、今月ご寄附の申し入れを頂きましてそれに伴いまして計上させていただいているということで、こちらの1件につきましては占冠村としても全く予想していないものでありますので、経緯の説明というのは以上になります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第9号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月6日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江